(2)　「損金算入非特定欠損金額（(5)×（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」）又は（別表七(二)付表二「１」＋「６」）」(6)の欄は、当該対応事業年度及び当該対応事業年度開始の日の属する10年内事業年度に係る他の対応事業年度の「(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額(1)－(2)」(5)の金額の合計額に当該10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」の割合を乗じて計算した金額から前対応事業年度の「(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額(1)－(2)」(5)の金額を控除した金額と当該対応事業年度の「(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額(1)－(2)」(5)の金額とのうちいずれか少ない金額を記載すること。

5　「(8)」から「(14)」までの各欄の内書には、法第64条の７第２項に規定する特定欠損金額を記載すること。

6　「通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額（前期の別表七(一)「５」）(8)」及び「控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）(11)」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　令和２年改正法附則第29条第１項の規定により法第64条の９第１項の規定による承認があつたものとみなされた法人にあつては、記載しないこと。

(2)　「通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額（前期の別表七(一)「５」）(8)」の欄は、当該通算法人が法第57条第６項に規定する時価評価除外法人（次号において「時価評価除外法人」という。）に該当しない場合には、「０」と記載すること。

7　時価評価除外法人に該当する通算法人が法第57条第８項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当しない場合で、かつ、同項に規定する共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該当しない場合において、同項に規定する支配関係発生日以後に新たな事業を開始したときにおける「通算開始・加入事業年度である場合」及び「通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「制限対象欠損金額　(9)」及び「制限対象欠損金額　(12)」の各欄は、法第57条第８項第１号に規定する支配関係事業年度（以下この記載要領において「支配関係事業年度」という。）前の各事業年度にあつては「通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額（前期の別表七(一)「５」）(8)」又は「控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）(11)」の金額を記載し、支配関係事業年度以後の各事業年度にあつては「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（(15)と(18)のうち少ない金額）(19)」の金額を記載すること。

(2)　「開始・加入時持込対象欠損金額（(8)－(9)）又は（別表七(二)付表四「５」）(10)」及び「控除対象欠損金額（(11)－(12)）又は（別表七(二)付表四「５」）(13)」の各欄は、令第113条第12項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）において準用する同条第１項の規定の適用を受ける場合には「(8)－(9)）又は」又は「(11)－(12)）又は」を消し、その他の場合には「又は（別表七(二)付表四「５」）」を消すこと。

8　「支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、令第112条の２第５項（通算完全支配関係に準ずる関係等）において準用する令第112条第５項第１号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定資産の譲渡等による損失の額の合計額　(16)」及び「特定資産の譲渡等による利益の額の合計額　(17)」の各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

9　「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」）(15)」の各欄の内書には、支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに別表七(二)付表三「13」の欄に記載された金額を合計した金額を記載すること。この場合において、「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（(15)と(18)のうち少ない金額）(19)」の欄の記載に当たつては、その内書きした金額を「(15)」の金額から控除して計算すること。

10　「特定資産譲渡等損失額（(16)－(17)）又は（別表七(二)付表三「５」）(18)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　令第112条の２第５項において準用する令第112条第７項の規定の適用を受ける場合には「(16)－(17)）又は」を消し、その他の場合には「又は（別表七(二)付表三「５」）」を消すこと。

(2)　支配関係事業年度以後の事業年度において生じた欠損金額が法第58条の規定の適用がある欠損金額である場合には、当該事業年度に係る部分には、「０」と記載すること。

11　支配関係事業年度以後の事業年度（令第112条の２第５項において準用する令第112条第５項に規定する対象事業年度に限る。）に災害欠損事業年度がある場合の「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（(15)と(18)のうち少ない金額）(19)」の欄（当該災害欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該災害欠損事業年度の別表七(一)「15の③」の金額を「(15)」の金額から控除して計算すること。